

日野小学校いじめ防止基本方針

令和8年度版

いじめのない日野小学校にするために

日野スローガンを「日野^{なえ}NAE」をもとに、「日野^{なえ}NAE」な気持ちを大切にしながら、「ともに学び合い自分らしく輝く日野の子」を目指します。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条にあるように「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本校では、本校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「日野小学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめを防止するための基本的な方向性

○いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害である。

○いじめの問題を、特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。

○いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚化し、相互協力し、活動する。

○子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

1 「いじめ防止対策委員会」の設置

○メンバー： 校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、教務主任、学年主任、特別支援コーディネーター ※必要に応じてカウンセラーなど専門家、関係機関との連携を図る

※緊急性がある場合にはこの限りではない

2 「いじめ防止対策委員会」の役割・年間計画等の明示

○役割

- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめに対する措置、情報収集・記録、取組の検証
- ・いじめ防止に向けたアンケート作成、教育相談の設置
- ・いじめの防止対策に関する教職員の資質向上
- ・日常的に子どもの様子を情報交換し、様々な課題に対して、一人で抱え込まずに、複数で対応できる教職員同士の関係づくり
- ・行政機関、学校運営協議会、地域との連携の推進
- ・校長は、組織的に対応方針を決定し、記録を作成し、進捗管理する。

○年間計画

- ・いじめ防止対策委員会を、毎月1回以上定期的に開催する。
- ・本校独自のいじめアンケートは年4回以上行う。
- ・全市一斉アンケートも年2回行う。

前 期	4 月	学級づくり・授業づくり
		授業参観・懇談会（学級・学年の経営方針を提示）
		学校教育説明会（学校経営方針を提示）
		家庭訪問（家庭・地域での様子など収集・問題等の共有化）
	5 月	いじめ早期発見のための記名式アンケート
		YーPアセスメントシート 第1回実施・分析
	6 月	第1回「今のあなたのことを教えてください（アンケート）」実施
		学校運営協議会（今年度の取り組みについて説明）
	7 月	個人面談（夏休み前までの学校・家庭の様子を共有化）
	8 月	夏休み中の問題行動など、情報収集
		横浜こども会議の取組
後 期	9 月	授業参観・懇談会（夏休み中までの学校・家庭の様子を共有化）
		第2回「今のあなたのことを教えてください（アンケート）」実施
	10 月	前期終業式 あゆみ（前期の様子について知らせる）
	11 月	第3回「今のあなたのことを教えてください（アンケート）」実施
	12 月	「いじめ解決一斉キャンペーン」※全市一斉アンケート実施
		人権週間（いじめのない学校をつくることを児童自らが考える）
		個人面談（冬休み前までの学校・家庭の様子を共有化）
	1 月	YーPアセスメントシート 第2回実施・分析
		学校評価
	2 月	学校運営協議会（報告と次年度に向けての意見交換）
		第4回「今のあなたのことを教えてください（アンケート）」実施
	3 月	懇談会（学校・家庭の様子を共有化）
		学校教育報告会（1年間の取組を報告）
		後期終業式 あゆみ（後期の様子について知らせる）

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

1 いじめの未然防止

- 学校教育目標『ともに学び合い自分らしく輝く日野の子』の実現
 - ・子どもたち一人ひとりが全教育活動を通して自己肯定感、自己有用感を高める。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した個づくり・集団づくり
 - ・YーPアセスメントによる集団の中における子ども一人ひとりを見取る。
 - ・子ども自身が自分という存在を大切にして、友達を認め友達を大事にできる学級・学年・学校づくりをする。
- 「横浜こども会議」との連携
 - ・中学校ブロック会議、区の会議で話し合われたことから、子どもたち一人ひとりがいじめを自らの課題ととらえ、主体的に取り組めるよう工夫し、継続した活動を行う。
- わかる授業
- 教職員の資質の向上
- 地域との連携

2 いじめの早期発見

- 見逃さない体制づくり
 - ・子どもとの共感できる関係づくり
 - ・職員による登校の様子の見守り
- 保護者との連携
 - ・保護者はパートナーという基本認識にたち、学校と保護者との信頼関係の確立を図る。
- 教育相談の充実、関係諸機関との連携

3 いじめに対する措置

- 教職員は、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定する。
- 組織的な対応
 - ・いじめ防止対策委員会の設置し、事実確認を実施し当該・関係児童への支援を組織的に対応する
- いじめの解消
 - ・「いじめの行為が少なくとも3か月間はないこと」、「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
- 関係機関との連携強化

4 重大事態への対処

◎「横浜市基本方針」に沿って対処する。

1 重大事態の意味

- 「生命、心身または財産に重大な被害」が相当の期間あったとき
- いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 重大事態の報告

- 直ちに教育委員会に報告

3 重大事態の調査

- 「いじめ防止対策委員会」を中核にして直ちに対処
- いじめられた児童を守ることを最優先とした調査を実施
 - ・再発防止も視点に置き、児童のプライバシー、関係者の個人情報に配慮する。
- 調査結果を教育委員会に報告

4 児童・保護者への報告

- いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

- 策定した基本方針や学校の取組は、学校ホームページで周知を図り、入学時、年度のはじめに児童、保護者に説明する。
- 必要に応じて、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。

策定：平成26年 3月 1日 改定：令和 7年 3月10日